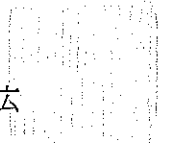


令和8年（2026年）9月30日付け札幌市告示第3730号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和8年（2026年）10月8日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

令和8年札幌市告示第3730号別表の工事番号「26(建)第0193号」工事名「菊水まちづくりセンター・菊水地区会館改修工事」に係る設計図書の一部を下記のとおり訂正する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

18 鉄骨の耐火被覆

耐火被覆の種類 (8.18節)

| 種 類        | 材料及び工法                       | 部位、耐火性能 |
|------------|------------------------------|---------|
| ・ラス張りモルタル塗 |                              |         |
| ・耐火材吹付け    | ・ロクワール<br>・乾式<br>・半乾式<br>・湿式 |         |
| ・耐火板張り     | ・                            |         |
| ・耐火材巻付け    | ・                            |         |
| ・耐火塗料      | ・                            |         |

19 柱底均しモルタル及びクワウト材

柱底均しモルタル( ※無収縮モルタル ・ ) (8.2.12)  
構造体用モルタルの調査 圧縮強度( )フロー値( ) (8.2.6)

20 連続繊維シート

連続繊維補強材 (8.2.12)

| 材料    | 工法                           | 引張耐力(kN以上) | ヤング係数 |
|-------|------------------------------|------------|-------|
| ・炭素繊維 | ・シート工法<br>・テープ工法<br>・ストランド工法 | ・          | ・     |

21 既存部分の撤去等

現場打ち鉄筋コンクリート壁増設工事、鉄骨プレスの設置工事、柱補強工事、耐震スリット新設工事に適用する。  
  
既存部分の撤去等 (8.21.2)(8.22.2) (8.23.2) (8.24.2) (8.25.2)  
既存仕上がり及び既存構造体の撤去範囲( ※図示による ・ )  
設備機器、配管等の撤去及び移設( ※図示による ・ )  
はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置( ※図示による ・ )  
既存部分の処理 (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3)(8.26.6)  
既存構造体コンクリート面の目荒らしの程度  
・柱及び梁( ※平均深さ10mm、打継ぎ面の3/4 ・ )  
・既存壁 ( ※平均深さ10mm、打継ぎ面の1/3 ・ )

22 現場打ちコンクリート壁の増設工事

割裂補強筋( ・スパイラル筋 ・はしご筋 ) (8.21.6)  
打込み工法( ・流込み工法 ・圧入工法 ) (8.21.8)  
既存構造体と増設壁との取り合いの処理方法( ※8.21.9による ・図示による )  
増設壁工事後の仕上げは図示による。 (8.21.10)

23 鉄骨プレスの設置工事

割裂補強筋( ・スパイラル筋 ・はしご筋 ) (8.22.7)  
プレス設置工事後の仕上げは図示による。 (8.22.9)

24 柱補強工事

柱補強工事 (8.23節) (8.24節)

| 工法                    | 特記事項                                                                          |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| ・溶接金網巻き<br>・溶接閉鎖フープ巻き | 打込み工法( ・流込み工法 ・圧入工法 )                                                         |
| ・鋼板巻き<br>・帯板巻き付け      | ・柱頭及び柱脚に隙間を設ける場合は図示による                                                        |
| ・連続繊維補強               | ・ひび割れ部改修工法(4章外壁改修工事による)<br>柱の隅角部の面取りの大きさ( ※図示による )<br>・連続繊維補強材の強度試験 試験数量( ・ ) |

  
補強工事後の仕上げは図示による。

25 耐震スリット新設工事

スリットの幅及び深さ ( ※図示による ) (8.25.2)  
耐火材の使用箇所及び仕様 ( ※図示による )  
遮音材の使用箇所及び仕様 ( ※図示による )  
既存部分の撤去部の補修 ( ・図示による ※撤去材と同一材で補修する )  
※切断面に露出した鉄筋のさび止めを行うこと

26 既存杭の撤去等

・既存杭の撤去範囲 ※図示による (8.28.2)  
撤去工法 ( ・ )  
・既存杭の杭頭部等の処理 ( ・ )  
・既存杭を補強する ( ・ )  
・既存杭の健全性を確認する試験 ( ・ )

28 土工事

埋戻し及び盛土 (8.28.3)  
種別 ( ・A 種 ・B 種 ・C 種 ・D 種 ・汚泥再生材 )  
C 種の発生場所( ・ ) 受入量( ・ m<sup>3</sup> )  
建設発生土の処理  
※指定地へ搬出 ( ・堆積 ・敷均し ) (8.28.3)  
搬出先( (仮称)北部事業予定地 )運搬距離( 11.4 km)  
住所( ・ )  
・構内指示の場所に運搬 ( ・堆積 ・敷均し )  
山留め (8.28.3)(標3.3.1) (標3.3.2)  
工 法( ・ )

29 地業工事

施工範囲 ( ※図示による )  
構 造( ・ ) 土質 ( ※図示の柱状図による )  
山留め周囲の上載圧( ・/㎡) 地下水位(GL- m)  
山留めの撤去( ※撤去する ・存置する ) (8.28.3)  
  
砂利及び砂地業 (8.28.4)  
材料 ( ・砂 ・切込砂利 ・切込碎石 ・再生クワッシュン )  
厚さ( ※60mm ・ mm )  
  
捨コンクリート地業 (8.28.4)  
設計基準強度( ・15N/㎡<sup>2</sup> ※18N/㎡<sup>2</sup> )  
スラブ ( ・15cm ・18cm )  
厚さ ( ※50mm ・ )  
試験杭( ※行う ・行わない ) (8.28.4)  
位置は図示によるほか監督職員との協議による。  
本数( ・最初の1本 ・ 本) 杭種( ※本杭と同じ ・ )  
杭長( ※本杭と同じ ・ m) 杭径( ※本杭と同じ ・ )  
杭の載荷試験( ・行う ・行わない ) (8.28.4)  
種類( ・鉛直載荷 ・水平載荷 )  
位置、本数、載荷荷重又報告書の記載事項は図示による。  
  
  
地盤の平板載荷試験( ・行う ・行わない )  
試験方法( ※段階式載荷 ・段階式繰返し載荷 )  
位置、載荷荷重又報告書の記載事項は図示による。  
  
  
杭種 (8.21.4)

| 区分、種類       |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| ・遠心力コンクリート杭 | ・PHC 杭(JIS A 5373) ( ・A 種 ・B 種 ・C 種 ) |
|             | ・RC 杭                                 |
|             | ・                                     |
| ・鋼杭         | ・先端羽付回転換入鋼管杭                          |

  
  
杭形状等

| 杭長 (m)    |                        |
|-----------|------------------------|
| 断面寸法(mm)  |                        |
| 設計支持力(kN) |                        |
| 本数        |                        |
| 先端形状      | ・閉塞形(平たん) ・開放形 ・半開放形 ・ |
| 継手工法      | ・アーク溶接 ・無溶接継手          |

  
※杭の継手を溶接とする場合の技術資格者の技量及び溶接部の確認を行う。  
  
  
工法

|                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・セメントミルク工法(4.3.4)<br>アースオーガーの支持地盤への掘削深さ ( ・1.5 m 程度 )<br>杭の支持地盤への根入れ深さ ( ・1m 以上 )<br>・建築基準法に基づく(認定)特定埋込工法(4.3.5) (工法: ・ ) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

  
支持層の位置及び土質は図示による。 (8.28.4)  
杭の根入れ長さ及び水平方向の位置ずれの精度 (8.28.4)  
( ・100mm 以下 ・図示による )  
杭頭の処理は図示による (標 4.3.8) (標 4.4.6)  
  
  
施工記録の管理・報告  
電流値等の施工データ(アナログ式記録機械においては記録紙の原本)について、1 日の作業終了時に杭施工業者よりそのコピーを受け取り、施工報告書に疑義が生じた場合には照合を行えるよう管理する。  
杭毎に施工管理記録を作成し、支持層到達の判断根拠となる資料とともに、1 日の施工分を翌日中に工事監理者へ報告する。  
  
  
関連告示等の順守  
(1) 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置について【国土交通省告示第四百六十八号(平成 28 年 3 月 4 日)】  
(2) 基礎ぐい工事における工事監理がイライン【国土交通省住宅局】  
(3) 既製コンクリート杭施工管理指針【一般財団法人日本建設業連合会】

02 石綿含有吹き付け材の除去

石綿含有建材の除去に当たっては、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)に基づき選任する。  
なお、石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習修了者、又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習修了者とする。 (9.1.2)  
(3) 除去作業者  
石綿含有建材の除去に従事する作業者(以下「除去作業者」という)は、石綿障害予防規則に基づき特別教育を受けた者とする。  
また、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断、じん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常がない者とする。 (9.1.2)  
(4) 特別管理産業廃棄物管理責任者  
受注者は石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去工事では、廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を配置し、監督職員に報告する。  
なお、選任は元請業者の中で行う(ただし石綿含有成形版の除去工事を除く)。 (9.1.2)  
  
(5) 表示及び掲示  
「建築物の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 (9.1.2)  
(6) 作業結果の報告  
特定粉じん排出等作業の完了後、監督職員に作業結果を報告する。  
※除去工事においては保護衣を着用し、使用毎に廃棄する。 (9.1.2)  
  
(1) 除去の工法 (9.1.3)  
( ・ ※粉じん飛散抑制剤等で湿潤化後除去[・手ばらし ・切断、破砕等] ・ )  
(2) 除去物及び汚染物の処理  
処理方法は下記のとおりとする。  
また、処理施設については、受入条件等を確認のうえ、事前に監督職員と協議する。  
(ア) 処理方法 ( ※密封処理[二重袋梱包] ・セメント固化 )  
(イ) 飛散防止措置( ※湿潤化 ・固化 )  
(ウ) 処分施設へ搬出(調書を監督職員に提出する)  
・石綿含有吹付け材  
搬出先: 山口処理場(手稲区手稲山口364番地)  
(3) 石綿含有吹付け材等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の内装材等と分別して保管するものとし、シート等で覆うなど、飛散防止処置を講ずる。  
また、保管場所には、廃石綿等の保管場所であることの表示を行う。

03 石綿含有保温材等の除去

(1) 除去の工法 (9.1.4)  
( ・ ※粉じん飛散抑制剤等で湿潤化後除去[手ばらし] ・ )  
(2) 除去物及び汚染物の処理  
処理方法は下記のとおりとする。  
また、処理施設については、受入条件等を確認のうえ、事前に監督職員と協議する。  
(ア) 処理方法 ( ※密封処理[二重袋梱包] ・セメント固化 )  
(イ) 処分施設へ搬出(調書を監督職員に提出する)  
・石綿含有保温材等  
搬出先: 山口処理場(手稲区手稲山口364番地)

04 石綿含有成形板等の除去

(1) 石綿含有成形板等の仕様  
石綿含有成形板等の仕様

| 石綿含有成形板等の仕様 | 厚さ(mm) |
|-------------|--------|
| 化粧ケイカル板     | 3      |
| ユニットバス      |        |
| ・           |        |
| ・           |        |

  
処理は適切に行い、範囲は図示による。  
(2) 除去の工法 (9.1.5)  
湿潤化後除去[・原形のまま手ばらし]切断、破砕等]  
(3) 除去物及び汚染物の処理  
処理施設については、受入条件等を確認のうえ、事前に監督職員と協議すること。  
(4)石綿含有成形板等の集積、運搬等 (9.1.5)  
(ア) 除去した石綿含有成形板等の集積及び積み込みに当たっては、高所より投下しないことその他、粉じんの飛散防止に努めること。  
(イ) 破砕された石綿含有成形板等は、湿潤化の上、原形のまま、丈夫なプラスチック袋等に入れる等、飛散防止の措置を講ずること。  
(ウ) 石綿含有成形板等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の内装材等と分別して保管するものとし、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずること。  
また、保管場所には、石綿含有産業廃棄物保管所であることの表示を行う。  
(イ) 石綿含有成形板等の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努めること。

05 石綿含有仕上塗材の除去

石綿含有仕上塗材の除去工法 (・図示による ・塗膜剥離工法 ・高圧水洗工法 ・サンダー工法) (9.1.6)

06 外断熱改修工事

材料 (9.2.2)

| 種類  |                      |
|-----|----------------------|
| 断熱材 | 種類( ・ )<br>厚さ( ・ )   |
| 外装材 | 種類( ・ )<br>防火性能( ・ ) |
| 銅材  | 下地金物:                |

  
  
既存外壁の処置( ※「4章 外壁改修工事」による ) (9.2.3)  
工法( ・ ) (9.2.4)  
通気層 ・有(厚さ ・ ) ・無  
外装材の取付方法( ・ )  
外装材の施工 ( ・ )  
断熱材の施工 ( ・ )  
不陸等の下地調整( ・ )  
・建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法とする。  
  
既存舗装の撤去 (9.5.2)  
・行う ・一部撤去 ・行わない  
  
路床 (9.5.3)

| 材料、品質          |                           |  | 厚さ(mm) |
|----------------|---------------------------|--|--------|
| ・凍上抑制層         | ・                         |  | ・      |
| ・フィルター層(透水性舗装) | ・                         |  | ・      |
| ・路床の安定処理       | ・添加材料( ・ )<br>・目標CBR( ・ ) |  | ・      |

  
盛土の種別( ・A 種 ※B種 ・C種 ・D種 ) (表8.28.1)  
砂の粒度試験( ・行う ・行わない )  
路床土の支持力比(CBR)試験( ・行う ※行わない )  
現場CBR試験( ・行う ※行わない )  
路床締固め度試験 ( ※行う ・行わない )  
  
路盤 (9.5.4)

| 材料        |   | 厚さ(mm) |
|-----------|---|--------|
| ・再生クワッシュン | ・ |        |

  
  
舗装 (9.5.5)(9.5.8)(9.5.9)  
構成 ( mm)  
舗装の平たん性 ( ※著しい不陸がないもの ・ )  
切取り試験( ※行う ・行わない ) (9.5.9)  
開粒度アスファルト混合物の抽出試験( ・行う ※行わない ) (9.5.9)

フレックス方式特記仕様書

1. 主任技術者等の専任期間について  
(1) 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。  
(2) 工事開始日から現場着手日までの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。  
2. 工期について  
本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、工期申出書により、工事の始期を通知すること。(工期申出書は札幌市余裕期間制度(フレックス方式)試行要領(https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/kitei-index.html)による)  
工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。  
【全体工期】  
「落札決定日の翌日から起算して5日(5日後が土曜日、日曜日及び祝日の場合は翌開庁日)」から「令和10年1月21日」まで  
【積算上の通常工期】  
「令和9年4月19日」から「令和10年1月21日」まで  
※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。  
3. 施工時期、工事期間等による補正について  
本工事は、工事開始日を令和9年4月19日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。  
4. 工事実績情報(CORINS)への登録について  
技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

令和8年度 札幌市都市局建築部

工事名 菊水まちづくりセンター・菊水地区会館改修工事

図面名 改修工事特記仕様書 8

株式会社スカイ・サイト 一級建築士 第 342434 号 佐藤 かほる

図番 A / 09

|                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|---------|
| 18 鉄骨の耐火被覆                                                                                                                                                                                  | 耐火被覆の種類                                                                                                                                                                                                                                                     | (8.18節)                                                                                                                                                                                                               |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 種 類                                                                                                                                                                                                                                                         | 材料及び工法                                                                                                                                                                                                                |                              | 部位、耐火性能 |
| 19 柱底均しモルタル及びクワウト材                                                                                                                                                                          | ・ス張りモルタル塗                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | ・耐火材吹付け                                                                                                                                                                                                                                                     | ・ロックウール                                                                                                                                                                                                               | ・乾式<br>・半乾式<br>・湿式           |         |
|                                                                                                                                                                                             | ・耐火板張り                                                                                                                                                                                                                                                      | ・                                                                                                                                                                                                                     |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | ・耐火材巻付け                                                                                                                                                                                                                                                     | ・                                                                                                                                                                                                                     |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | ・耐火塗料                                                                                                                                                                                                                                                       | ・                                                                                                                                                                                                                     |                              |         |
| 20 連続繊維シート                                                                                                                                                                                  | 連続繊維補強材                                                                                                                                                                                                                                                     | (8.2.12)                                                                                                                                                                                                              |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 材料                                                                                                                                                                                                                                                          | 工法                                                                                                                                                                                                                    | 引張耐力(kN以上)                   | ヤング係数   |
| 21 既存部分の撤去等                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                             | ・炭素繊維                                                                                                                                                                                                                 | ・シート工法<br>・テープ工法<br>・ストランド工法 | ・       |
|                                                                                                                                                                                             | 現場打ち鉄筋コンクリート壁増設工事、鉄骨プレスの設置工事、柱補強工事、耐震スリット新設工事に適用する。                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 既存部分の撤去等                                                                                                                                                                                                                                                    | (8.21.2)(8.22.2) (8.23.2) (8.24.2) (8.25.2)                                                                                                                                                                           |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 既存仕上及び既存構造体の撤去範囲(※図示による・・)                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 設備機器、配管等の撤去及び移設(※図示による・・)                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 22 現場打ちコンクリート壁の増設工事                                                                                                                                                                         | はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置(※図示による・・)                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 既存部分の処理                                                                                                                                                                                                                                                     | (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3)(8.26.6)                                                                                                                                                                                      |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 既存構造体コンクリート面の目荒らしの程度                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | ・柱及び梁(※平均深さ10mm、打継ぎ面の3/4・・)                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | ・既存壁(※平均深さ10mm、打継ぎ面の1/3・・)                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 23 鉄骨プレスの設置工事                                                                                                                                                                               | 割裂補強筋(・スパイラル筋・はしご筋)                                                                                                                                                                                                                                         | (8.21.6)                                                                                                                                                                                                              |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 打込み工法(・流込み工法・圧入工法)                                                                                                                                                                                                                                          | (8.21.8)                                                                                                                                                                                                              |                              |         |
| 24 柱補強工事                                                                                                                                                                                    | 増設構造体と増設壁との取り合いの処理方法(※8.21.9による・図示による・)                                                                                                                                                                                                                     | (8.21.10)                                                                                                                                                                                                             |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 増設壁工事後の仕上げは図示による。                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 割裂補強筋(・スパイラル筋・はしご筋)                                                                                                                                                                                                                                         | (8.22.7)                                                                                                                                                                                                              |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | プレス設置工事後の仕上げは図示による。                                                                                                                                                                                                                                         | (8.22.9)                                                                                                                                                                                                              |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 柱補強工事                                                                                                                                                                                                                                                       | (8.23節) (8.24節)                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 25 耐震スリット新設工事                                                                                                                                                                               | 工法                                                                                                                                                                                                                                                          | 特記事項                                                                                                                                                                                                                  |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | ・溶接金網巻き                                                                                                                                                                                                                                                     | 打込み工法(・流込み工法・圧入工法)                                                                                                                                                                                                    |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | ・溶接閉鎖フープ巻き                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | ・鋼板巻き                                                                                                                                                                                                                                                       | ・柱頭及び柱脚に隙間を設ける場合は図示による                                                                                                                                                                                                |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | ・帯板巻き付け                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 26 既存杭の撤去等                                                                                                                                                                                  | ・連続繊維補強                                                                                                                                                                                                                                                     | ・ひび割れ部改修工法(4章外壁改修工事による)<br>柱の隅角部の面取りの大きさ(※図示による・)<br>・連続繊維補強材の強度試験 試験数量(・)                                                                                                                                            |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 補強工事後の仕上げは図示による。                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | スリットの幅及び深さ                                                                                                                                                                                                                                                  | (※図示による・) (8.25.2)                                                                                                                                                                                                    |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 耐火材の使用箇所及び仕様                                                                                                                                                                                                                                                | (※図示による・)                                                                                                                                                                                                             |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 遮音材の使用箇所及び仕様                                                                                                                                                                                                                                                | (※図示による・)                                                                                                                                                                                                             |                              |         |
| 28 土工事                                                                                                                                                                                      | 既存部分の撤去部の補修                                                                                                                                                                                                                                                 | (※図示による・)                                                                                                                                                                                                             |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | ※切断面に露出した鉄筋のさび止めを行うこと                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | ・既存杭の撤去範囲                                                                                                                                                                                                                                                   | ※図示による (8.28.2)                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 撤去工法                                                                                                                                                                                                                                                        | (・)                                                                                                                                                                                                                   |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | ・既存杭の杭頭部等の処理                                                                                                                                                                                                                                                | (・)                                                                                                                                                                                                                   |                              |         |
| 29 地業工事                                                                                                                                                                                     | ・既存杭を補強する                                                                                                                                                                                                                                                   | (・)                                                                                                                                                                                                                   |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | ・既存杭の健全性を確認する試験                                                                                                                                                                                                                                             | (・)                                                                                                                                                                                                                   |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 埋戻し及び盛土                                                                                                                                                                                                                                                     | (8.28.3)                                                                                                                                                                                                              |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 種別(・A種・B種・C種・D種・汚泥再生材)                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | C種の発生場所(・)                                                                                                                                                                                                                                                  | 受入量(㎡)                                                                                                                                                                                                                |                              |         |
| 01 石綿含有建材の除去工事                                                                                                                                                                              | 建設発生土の処理                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | ※指定地へ搬出(・堆積・敷均し)                                                                                                                                                                                                                                            | (8.28.3)                                                                                                                                                                                                              |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 搬出先(〔仮称〕北部事業予定地)                                                                                                                                                                                                                                            | 運搬距離(11.4 km)                                                                                                                                                                                                         |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 住所(・)                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | ・構内指示の場所に運搬(・堆積・敷均し)                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 02 石綿含有吹き付け材の除去                                                                                                                                                                             | 山留め                                                                                                                                                                                                                                                         | (8.28.3)(標3.3.1) (標3.3.2)                                                                                                                                                                                             |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 工 法                                                                                                                                                                                                                                                         | (・)                                                                                                                                                                                                                   |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 施工範囲                                                                                                                                                                                                                                                        | (※図示による・)                                                                                                                                                                                                             |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 構 造                                                                                                                                                                                                                                                         | (・) 土質 (※図示の柱状図による・)                                                                                                                                                                                                  |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 山留め周囲の上載圧(・/㎡) 地下水位(GL- m)                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 03 石綿含有保温材等の除去                                                                                                                                                                              | 山留めの撤去(※撤去する・存置する)                                                                                                                                                                                                                                          | (8.28.3)                                                                                                                                                                                                              |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 砂利及び砂地業                                                                                                                                                                                                                                                     | (8.28.4)                                                                                                                                                                                                              |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 材料(・砂・切込砂利・切込碎石・再生クワッシュン)                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 厚さ(※60mm・mm)                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 捨コンクリート地業                                                                                                                                                                                                                                                   | (8.28.4)                                                                                                                                                                                                              |                              |         |
| 04 石綿含有成形板等の除去                                                                                                                                                                              | 設計基準強度(・15N/㎡ ※18N/㎡)                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | スラブ(・15cm・18cm)                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 厚さ(※50mm・)                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 試験杭(※行う・行わない)                                                                                                                                                                                                                                               | (8.28.4)                                                                                                                                                                                                              |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 位置は図示によるほか監督職員との協議による。                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 05 石綿含有仕上塗材の除去                                                                                                                                                                              | 本数(・最初の1本・本) 杭種(※本杭と同じ・)                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 杭長(※本杭と同じ・m) 杭径(※本杭と同じ・)                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 杭の載荷試験(・行う・行わない)                                                                                                                                                                                                                                            | (8.28.4)                                                                                                                                                                                                              |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 種類(・鉛直載荷・水平載荷)                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 位置、本数、載荷荷重又報告書の記載事項は図示による。                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 06 外断熱改修工事                                                                                                                                                                                  | 地盤の平板載荷試験(・行う・行わない)                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 試験方法(※段階式載荷・段階式繰返し載荷)                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 位置、載荷荷重又報告書の記載事項は図示による。                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 杭種                                                                                                                                                                                                                                                          | (8.21.4)                                                                                                                                                                                                              |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | ・遠心力コンクリート杭                                                                                                                                                                                                                                                 | ・PHC杭(JIS A 5373)<br>・RC杭<br>・                                                                                                                                                                                        | (・A種・B種・C種)                  |         |
| ・鋼杭                                                                                                                                                                                         | ・先端羽付回転換入鋼管杭                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 07 透水性アスファルト舗装改修工事                                                                                                                                                                          | 杭形状等                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 杭長(m)                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 断面寸法(mm)                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 設計支持力(kN)                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 本数                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 08 改修工事特記仕様書                                                                                                                                                                                | 先端形状                                                                                                                                                                                                                                                        | ・閉塞形(平たん)・開放形・半開放形・                                                                                                                                                                                                   |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 継手工法                                                                                                                                                                                                                                                        | ・アーク溶接・無溶接継手                                                                                                                                                                                                          |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | ※杭の継手を溶接とする場合の技術資格者の技量及び溶接部の確認を行う。                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 工法                                                                                                                                                                                                                                                          | ・セメントミルク工法(4.3.4)<br>アースオーガーの支持地盤への掘削深さ(・1.5m程度)<br>杭の支持地盤への根入れ深さ(・1m以上)<br>・建築基準法に基づく〔認定〕特定埋込工法(4.3.5)(工法：・)<br>支持層の位置及び土質は図示による。(8.28.4)<br>杭の根入れ長さ及び水平方向の位置ずれの精度(・100mm以下・図示による・)<br>杭頭の処理は図示による。(標4.3.8) (標4.4.6) |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 施工記録の管理・報告                                                                                                                                                                                                                                                  | 電流値等の施工データ(「アナログ」記録機械においては記録紙の原本)について、1日の作業終了時に杭施工業者よりそのコピーを受け取り、施工報告書に疑義が生じた場合には照合を行えるよう管理する。<br>杭毎に施工管理記録を作成し、支持層到達の判断根拠となる資料とともに、1日の施工分を翌日中に工事監理者へ報告する。                                                            |                              |         |
| 09 環境配慮改修工事                                                                                                                                                                                 | 関連告示等の順守                                                                                                                                                                                                                                                    | (1) 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置について【国土交通省告示第四百六十八号(平成28年3月4日)】<br>(2) 基礎ぐい工事における工事監理が「ライン」【国土交通省住宅局】<br>(3) 既製コンクリート杭施工管理指針【一般財団法人日本建設業連合会】                                                                            |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 石綿含有建材の除去工事                                                                                                                                                                                                                                                 | 石綿含有建材除去後の仕上げ工事については図示による。(9.1.1)<br>石綿粉じん濃度測定(9.1.1)<br>測定方法、時期(※図示による・)<br>調査部位(※図示による・)(ヶ所)<br>(1) 専門工事業者<br>石綿含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を提出する。(9.1.2)<br>(2) 石綿作業主任者                        |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 石綿含有建材の除去に当たっては、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)に基づき選任する。<br>なお、石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習修了者、又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習修了者とする。(9.1.2)                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | (3) 除去作業者<br>石綿含有建材の除去に従事する作業者(以下「除去作業者」という)は、石綿障害予防規則に基づく特別教育を受けた者とする。<br>また、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断、じん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常がない者とする。(9.1.2)                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | (4) 特別管理産業廃棄物管理責任者<br>受注者は石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去工事では、廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を配置し、監督職員に報告する。<br>なお、選任は元請業者の中で行う(ただし石綿含有成形版の除去工事を除く)。(9.1.2)                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 09 改修工事特記仕様書                                                                                                                                                                                | (5) 表示及び掲示<br>「建築物の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。(9.1.2)                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | (6) 作業結果の報告<br>特定粉じん排出等作業の完了後、監督職員に作業結果を報告する。<br>※除去工事においては保護衣を着用し、使用毎に廃棄する。(9.1.2)                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | (1) 除去の工法<br>(※粉じん飛散抑制剤等で湿潤化後除去[・手ばらし・切断、破砕等]・)                                                                                                                                                                                                             | (9.1.3)                                                                                                                                                                                                               |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | (2) 除去物及び汚染物の処理<br>処理方法は下記のとおりとする。<br>また、処理施設については、受入条件等を確認のうえ、事前に監督職員と協議する。<br>(ア) 処理方法(※密封処理[二重袋梱包]・セメント固化)<br>(イ) 飛散防止措置(※湿潤化・固化)<br>(ウ) 処分施設へ搬出(調書を監督職員に提出する)<br>・石綿含有吹付け材<br>搬出先：山口処理場(手稲区手稲山口364番地)                                                   |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | (3) 石綿含有吹付け材等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の内装材等と分別して保管するものとし、シート等で覆うなど、飛散防止処置を講ずる。<br>また、保管場所には、廃石綿等の保管場所であることの表示を行う。                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 09 改修工事特記仕様書                                                                                                                                                                                | (1) 除去の工法<br>(※粉じん飛散抑制剤等で湿潤化後除去[手ばらし]・)                                                                                                                                                                                                                     | (9.1.4)                                                                                                                                                                                                               |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | (2) 除去物及び汚染物の処理<br>処理方法は下記のとおりとする。<br>また、処理施設については、受入条件等を確認のうえ、事前に監督職員と協議する。<br>(ア) 処理方法(※密封処理[二重袋梱包]・セメント固化)<br>(イ) 処分施設へ搬出(調書を監督職員に提出する)<br>・石綿含有保温材等<br>搬出先：山口処理場(手稲区手稲山口364番地)                                                                          |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | (1) 石綿含有成形板等の仕様                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 石綿含有成形板等の仕様                                                                                                                                                                                                                                                 | 厚さ(mm)                                                                                                                                                                                                                |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 化粧ケイカル板                                                                                                                                                                                                                                                     | 3                                                                                                                                                                                                                     |                              |         |
| ユニットバス                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| ・                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| ・                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| ・                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 処理は適切に行い、範囲は図示による。                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| (2) 除去の工法                                                                                                                                                                                   | (9.1.5)                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 湿潤化後除去[・原形のまま手ばらし]切断、破砕等]                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| (3) 除去物及び汚染物の処理<br>処理施設については、受入条件等を確認のうえ、事前に監督職員と協議すること。                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| (4) 石綿含有成形板等の集積、運搬等                                                                                                                                                                         | (9.1.5)                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| (ア) 除去した石綿含有成形板等の集積及び積み込みに当たっては、高所より投下しないことその他、粉じんの飛散防止に努めること。                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| (イ) 破砕された石綿含有成形板等は、湿潤化の上、原形のまま、丈夫なプラスチック袋等に入れる等、飛散防止の措置を講ずること。                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| (ウ) 石綿含有成形板等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の内装材等と分別して保管するものとし、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずること。<br>また、保管場所には、石綿含有産業廃棄物保管所であることの表示を行う。<br>(イ) 石綿含有成形板等の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努めること。 |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 05 石綿含有仕上塗材の除去                                                                                                                                                                              | 石綿含有仕上塗材の除去工法<br>(・図示による・塗膜剥離工法・高圧水洗工法・サンダー工法)                                                                                                                                                                                                              | (9.1.6)                                                                                                                                                                                                               |                              |         |
| 06 外断熱改修工事                                                                                                                                                                                  | 材料                                                                                                                                                                                                                                                          | (9.2.2)                                                                                                                                                                                                               |                              |         |
| 07 透水性アスファルト舗装改修工事                                                                                                                                                                          | 断熱材                                                                                                                                                                                                                                                         | 種類(・)<br>厚さ(・)                                                                                                                                                                                                        |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 外装材                                                                                                                                                                                                                                                         | 種類(・)<br>防火性能(・)                                                                                                                                                                                                      |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 銅材                                                                                                                                                                                                                                                          | 下地金物                                                                                                                                                                                                                  |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 既存外壁の処置(※「4章 外壁改修工事」による)                                                                                                                                                                                                                                    | (9.2.3)                                                                                                                                                                                                               |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 工法(・)                                                                                                                                                                                                                                                       | (9.2.4)                                                                                                                                                                                                               |                              |         |
| 07 透水性アスファルト舗装改修工事                                                                                                                                                                          | 通気層・有(厚さ・)・無                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 外装材の取付方法(・)                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 外装材の施工(・)                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 断熱材の施工(・)                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 不陸等の下地調整(・)                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| ・建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法とする。                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 既存舗装の撤去                                                                                                                                                                                     | ・行う・一部撤去・行わない                                                                                                                                                                                                                                               | (9.5.2)                                                                                                                                                                                                               |                              |         |
| 路床                                                                                                                                                                                          | (9.5.3)                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 材料、品質                                                                                                                                                                                                                                                       | 厚さ(mm)                                                                                                                                                                                                                |                              |         |
| ・凍上抑制層                                                                                                                                                                                      | ・                                                                                                                                                                                                                                                           | ・                                                                                                                                                                                                                     |                              |         |
| ・フィルター層(透水性舗装)                                                                                                                                                                              | ・                                                                                                                                                                                                                                                           | ・                                                                                                                                                                                                                     |                              |         |
| ・路床の安定処理                                                                                                                                                                                    | ・添加材料(・)<br>・目標CBR(・)                                                                                                                                                                                                                                       | ・                                                                                                                                                                                                                     |                              |         |
| 盛土の種別(・A種・B種・C種・D種)                                                                                                                                                                         | (表8.28.1)                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 砂の粒度試験(・行う・行わない)                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 路床土の支持力比(CBR)試験(・行う・行わない)                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 現場CBR試験(・行う・行わない)                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 路床締固め度試験(※行う・行わない)                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 路盤                                                                                                                                                                                          | (9.5.4)                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 材料                                                                                                                                                                                                                                                          | 厚さ(mm)                                                                                                                                                                                                                |                              |         |
| ・再生クワッシュン・                                                                                                                                                                                  | ・                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 舗装                                                                                                                                                                                          | (9.5.5)(9.5.8)(9.5.9)                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 構成( mm)                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 舗装の平たん性(※著しい不陸がないもの・・)                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 切取り試験(※行う・行わない)                                                                                                                                                                             | (9.5.9)                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 開粒度アスファルト混合物の抽出試験(・行う・行わない)                                                                                                                                                                 | (9.5.9)                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| フレックス方式特記仕様書                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 正                                                                                                                                                                                           | 1. 主任技術者等の専任期間について                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | (1) 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | (2) 工事開始日から現場着手日までの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 2. 工期について                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことが可能な余裕期間を設定できる工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、工期申出書により、工事の始期を通知すること。(工期申出書は札幌市余裕期間制度(フレックス方式)要領(https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html)による) |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 工事開始日までの余裕期間内は、発注者や関係機関との打合せ、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはいならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 正                                                                                                                                                                                           | 【全体工期】                                                                                                                                                                                                                                                      | 正                                                                                                                                                                                                                     | 「契約締結期限日」から「令和10年1月21日」まで    |         |
|                                                                                                                                                                                             | 【積算上の通常工期】                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                       | 「令和9年4月19日」から「令和10年1月21日」まで  |         |
|                                                                                                                                                                                             | 【工事開始日】                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                       | 「令和9年4月19日」まで                |         |
|                                                                                                                                                                                             | ※契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、当該工事現場の管理は発注者の責任において行う。                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
|                                                                                                                                                                                             | 3. 施工時期、工事期間等による補正について                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 本工事は、工事開始日を令和9年4月19日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 4. 工事実績情報(CORINS)への登録について                                                                                                                                                                   | 技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 令和8年度 札幌市都市局建築部                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 工事名 菊水まちづくりセンター・菊水地区会館改修工事                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 図面名 改修工事特記仕様書 8                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 株式会社スカイ・サイト 一級建築士 第 342434 号 佐藤 かほる                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |
| 図番 A / 09                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                       |                              |         |